

仕様書

1. 件名

東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射性物質対策に関する情報収集およびヒアリング企画に関するコンサルタント業務

2. 目的および概要

福島国際研究教育機構(以下、F-REI)研究開発部門地域環境共創ユニットでは、原子力災害への備えとしての知見を後世に継承するため、2030年までに東京電力福島第一原子力発電所(以下、福島原発)事故後の放射性物質対策や管理等に関する課題と教訓を取りまとめた「レポート」を編纂することを目標としている。本業務は、福島原発事故後の行政組織による放射性物質対策に関する情報収集を行い、公開情報だけでは把握できない重要な情報について、当事者へのヒアリングを企画し、政策形成・実施過程に関する情報の整理を行う。

3. 作業実施場所 受注者施設

4. 納期 令和9年3月12日(金)

5. 作業項目と内容

(1) 情報の整理

F-REIが示す、福島原発事故後の行政組織による除染・環境モニタリング・汚染拡大防止対策に関する行政文書・公開データ等の目録に記載されている行政文書(約30点)の記述内容をもとに、重要な政策判断(放射性物質汚染対処特措法等)および制度設計(除染関係ガイドラインの作成等)において、公開情報だけでは把握できない実務上の判断要素が存在すると見られる事項を体系的に整理する。

(2) ヒアリング調査に向けた準備ならびにカテゴリ別の整理

本作業項目(1)に関連する会合(例えば、環境省環境回復検討会や市区町村の除染検証委員会等)等の出席者や新聞記事等のインタビューの情報等を収集し、暗黙知や経験知を看取・整理した上で、政策形成過程に影響した要因を知ると見られる当事者をヒアリング企画の対象者候補としてリストアップし、F-REI担当者との協議により想定質問を作成する。本作業項目(1)でヒアリングによる情報補完が期待される項目について、1.除染事業全体、2.森林、3.農地、4.河川・湖沼、5.沿岸海洋の5つのカテゴリに分類し整理する。

(3) ヒアリング調査

本作業項目(2)のうち質問項目の整理が進んでいる1~2つのカテゴリを対象に、リストアップした複数の候補者(約5名)に対し暗黙知や経験知に関するヒアリングを行う。ヒアリングの形式(個人またはグループ)は、質問内容を元にF-REI担当者との協議を経て決定する。本内容(3)のうち令和8年度中にヒアリング企画を実施できなかったカテゴリについては、令和9年度中の開催に向けた課題等必要項目の整理を行う。なお、ヒアリングで得られた非公開情報の取扱いについては、ヒアリング対象者及びF-REI担当者とはあらかじめ協議・調整を行うこと。

(4) 打合せ

契約締結後速やかに、本業務の目的、実施内容や実施方法等についての打合せを実施するものとする。また毎月1度を目安に業務の進捗状況の報告と今後の方針の確認をするために、情報の収集方針・まとめ方およびヒアリング企画の戦略について打合せを実施する。

(5) 助言

福島原発事故の課題と教訓を取りまとめた「レポート」を編纂する上で、進め方やまとめ方について助言を行う。

(6) 議事録の作成

作業内容の(4)打合せや(5)助言等の都度、議事録を作成しF-REIの出席者に共有すること。

(7) 報告書の作成

作業内容(1)から(6)までの内容をまとめた報告書を作成する。報告書のまとめ方や形式については、作業内容(4)の打合せの中で調整を行うこととする。

6. 貸与品

- (1) 令和7年度「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における除染事業等に関する情報収集業務および将来的な広域情報収集の戦略作りに向けたコンサルタント業務」の報告書 一式
- (2) その他、F-REIが必要と認めた文書 一式

7. 提出書類

書類名	提出期限	部数	備考
報告書	納期までに	1部	電子データファイル ¹⁾
打合せ議事録	打合せ実施後速やかに	1部	電子データファイル ¹⁾
上記の書類を格納した電子媒体	納期までに	1部	

1) 報告書については、紙による報告書は不要である。電子データファイル一式を提出すること。なお、提出する電子データは、報告書のPDFファイル一式、Word、Excel等の加工可能なファイル一式で、これらを電子媒体に格納したものとする。

8. 納品場所

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10-2 福島県環境創造センター研究棟内
福島国際研究教育機構 地域環境共創ユニット

9. 検収条件

F-REI担当者による「6. 提出書類」の確認並びに、F-REIが仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合はこれを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 業務委託先における情報の取扱い

- (1) 業務委託先の情報セキュリティ管理体制の整備:情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。または同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- (2) 情報セキュリティ監査の受入:本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、F-REIが情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、F-REIが定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を受託者は受け入れること(F-REIが別途選定した事業者による監査を含む)。

12. 協議

本仕様書に記載される事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、F-REI担当者と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上